外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正がされました。（ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁⽌措置）

ロシアへの化学兵器等関連物品の輸出を禁止する方針が、９月２６日に閣議了解されたことにより、９月３０日に輸出貿易管理令の改正が決定すると共に、関係省令及び通達の改正が公布されました。概要は、以下の経済産業省HPをご参照ください。

【HP】

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930006/20220930006.html>

【資料】

<https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20220930gaiyo.pdf>

（参考）

輸出する貨物が今回の措置による規制の対象となるかについて確認いただく手順についての概要は以下の通りです。

　ロシア向けの輸出については、まずエンドユーザーが特定団体として定められたリストに掲載されているか否かを確認して下さい。特定団体として定められた軍事関連団体等に対する輸出については、承認が必要となります。続いて、輸出する貨物が輸出貿易管理令別表第2の3に掲載された品目に該当するか否かを確認して下さい。対象として定められた品目の輸出については、承認が必要となります。

　承認が必要となる場合については、原則として承認は行わないこととしておりますが、個人の携行品のように例外的に輸出承認が不要となる場合があるほか、日本法人が100％出資する現地法人向けの輸出の場合等には承認を行う場合があります。

　また、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当して許可や承認の手続きを行う必要があるかどうかの判断については、輸出をする方が自ら行うことが原則となります。一方、輸出をするにあたり判断が困難である場合には、関係法令等の解釈について、下記に問合せてください。そうした解釈を元に外国為替及び外国貿易法の規制対象に該当するか否かを、輸出をする方が自らご判断いただくようお願いいたします。

（問い合せ先）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

電話：03-3501-1511(内線　３２４１)